

## 研究所ニュース No.110

# りべらしおん

「りべらしおん」は、フランス語で「解放」という意味です。

発行：公益社団法人 福岡県人権研究所

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 福岡県吉塚合同庁舎4階 TEL 092-645-0388  
FAX 092-645-0387 Mail:info@f-jinken.com URL:<http://www.f-jinken.com/>

## 2022.2.15 (火) 2021年度啓発担当者のための人権講座 講演「施行から5年経った人権3法の意義と課題」 講師内田 博文さん(九州大学名誉教授、全国人権擁護委員連合会会長)

標記の講座を福岡市立中央市民センター大ホールで開催しました。2016年に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」と、人権に関する3つの法律が施行されました。「2021年度啓発担当者のための人権講座」は、それから5年が経過し、これらの法律の意義と課題を探っていくことをテーマに開催しました。

当日は、会場開催と同時にインターネットによるライブ配信も行い、県内外から84名（内オンライン受講者36名）の参加がありました。

開講行事は、主催者として本研究所新谷恭明理事長があいさつしました。また、来賓として協賛団体の部落解放同盟福岡県連合会から吉岡正博書記長にあいさつをいただきました。続いて、内田博文さんに「施行から5年経った人権3法の意義と課題」の演題で講演していただきました。講演内容について、啓発部会部会長の鍋山公一さんに投稿していただきました。



(写真上：内田博文さん)

### | マイノリティ差別の本質ないし特徴

マイノリティの人権問題の特徴は、「加害に気づかない加害者が多数いること（自己決定・自己責任論）」「被害に気づかない被害者も多数いるということ（医学モデルに立って自ら・

家族らを責める被害者）」「被害者に寄り添うのではなく、加害に与える市民と専門家（「無らい県運動」）等」があげられる。

被差別当事者が異口同音に語るのは、被差別被害を声にすることの困難さである。語ることによる「被害のフラッシュバック」などに加えて、声にすると激しい「社会的バッシング」を受けることになるからである。

医学モデルから社会モデルへのパラダイムの転換は必要不可欠であるが、障害者差別解消法に匹敵するような法が制定さ

れていない被差別問題の分野では、パラダイムの転換が不十分な現状にある。被差別当事者が被差別被害を声に上げること自体が困難な理由の大きな部分もそこにある。

### 2 障害者差別解消法の意義

障害者差別解消法の意義は、「『障害』概念について『パラダイム転換』を明確に謳ったこと」「合理的配慮の提供」を行政機関の法的義務と規定したこと」等があげられる（2021年5月の法改正において、「合理的

配慮の提供」は、民間事業者により可視化することになる。  
ついても法的義務とされた)。

### 3 ヘイトスピーチ解消法の意義

ヘイトスピーチ解消法に関しては、2016年6月、川崎市におけるヘイトデモの予告がなされたが、川崎市が公園使用を認めず、裁判所も街宣活動禁止の仮処分を決定したため、デモは中止された。法律の制定を受けて、政府機関でも具体的な対応(文科省から都道府県教委及び関係機関への通達等)がはじまることになった。

### 4 部落解消推進法の意義

部落差別解消法の意義は、「法律で初めて『部落差別』という名称が用いられたこと」「部落問題の解決を初めて法律で明記したこと」「部落差別の実態に係る調査の実施を明記したこと」等があげられる。特に、「実態に係る調査」は、部落差別の実態をより可視化させ、部落差別の定義規定の不存在を埋め、補完する役割を果たすとともに、「部落差別解消に関する施策」「必要な教育・啓発」の内容を

### ア／ン／ケ／ー／ト／か／ら

- 部落差別解消に関する条例制定の意義について考えるために、今回の人権講座を受講した。法律では自治体に努力義務を課すことしかできない。部落差別を解消するためには、地域の実情に応じた自治体の取組が重要であることが分かった。
- 個別の人権法について、意義や課題を詳しく知ることが出来たのは良かったと思います。包括的な法と個別的な法の両方の必要性を感じることが出来た。講演の中で、各自治体が包括的な条例を制定していることが、何か肯定的、前進的なニュアンスに感じられましたが(私の個人的な感じ方かもしれません)、決してそんなことはありませんよ。どちらかというと、個別に作るのは面倒だ、包括的なものを作つて「やってる感」を演出する、それ以降はもう何もしません、知りません、といった雰囲気をひ

### 5 包括的な差別禁止法の制定に向けて

そして、残された今後の課題を踏まえて、次のようにまとめられた。

国連人種差別撤廃委員会の「日本の第10回・11回定期報告に関する総括所見」(2018年8月配布)では、「締約国が、本条約第1条及び第2条に沿った直接的及び間接的な人種差別を禁止する個別の包括的な法律を制定することを要請する」と勧告されている。つまり、包括的な差別禁止法の制定は国際的な要請であるといえる。

法制定の推進力は、当事者の「人間回復」の訴えとそれを実現する当事者運動であり、マジョリティの理解と協力も欠かせない。そして、何よりもポイントとなるのは、立法事実の存在である。

個別の差別禁止法と包括的な差別禁止法とは二者択一的な関係に立つのではなく、「車の両輪」の関係に立つのだという

(文責:啓発部会長 鍋山公一)

ことをいかに説得できるかも

イントである。また、人権の進化に対応し国際基準に近づくためにも、動的な差別禁止法制定が必要である。「差別の定義」「差別の禁止」についても、動的な規定方法が採用されなければならない。

### 6 差別されない権利

「全国部落調査」復刻版出版事件における東京地裁判決が2021年9月27日に出されたが、原告側が一貫して主張してきた、憲法14条が保障する「差別されない権利」は認められないものとなった。「差別されない権利」の内容が不明確であることがその理由であったようだ。マイノリティに対する差別は根強く残っており、情報化の進展に伴い、人権を取り巻く状況も日々変化していることも踏まえ、部落解放・人権確立に向けて取り組んでいる様々な機関・組織・団体が連携し、「包括的な差別禁止法」の制定に向けて声をあげ、推進していくことが必要だと改めて認識できた学びでした。

(文責:啓発部会長 鍋山公一)

しひしと感じます。行政職員の意識の低さを痛感させられます。

○ 人権や差別について、法律という面から考えるというよい機会になりました。学校教育の果たすべき役割はとても大きいと普段から感じていますが、これらの法律をはじめ、差別を解消するために必要なことについて、子どもたちとしっかり考え、学んでいきたいと思いました。

○ 今日の人権講座では人権3法について法的な立場から詳しく知ることができた。また、法律資料や関連資料が充実していた。「人権の進化」という言葉が大切であると思った「包括的な差別解消法」の制定に向けての考え方には、今後研究の必要を感じた。「包括的な差別解消法」の制定に向けての考え方には、今後研究の必要を感じた。

### 報 告

2022.1.29(日)

#### 第2回外国人部会

外国人の方にもわかりやすい  
「やさしい日本語」ワークショップ  
講師: 山根 成己(やまね なるみ)さん

2021年度第2回外国人部会を1月29日(日)

14時半~16時半の約2時間、Zoomで開催しました。参加者は18名でした。

講師の山根さんは、公益財団法人北九州国際交流協会の日本語コーディネーターをされています。山根さんから、外国人が希望する情報発信言語として「やさしい日本語」(難しい言葉を分かりやすい言葉に言い換えるなど、相手に配慮した日本語)が必要とされていることや、外国人が直面する「3つの壁」、①「制度の壁」=参政権がない、就労に関する規則、②「ことばの壁」=コミュニケーションがとれない、生活していくうえで十分な情報が得られない、③「心の壁」=誤解・差別・偏見

見について問題提起されました。

その後、外国人当事者のアレックスさん、タオさんを交えて、ワークショップ「外国人と話してみよう」を行い、例題文を外国の方にも分かりやすいやさしい日本語に置き換えて話す練習をしました。参加者の感想を紹介します。

○「やさしい日本語」ワークショップどうもありがとうございました。普段何気なく使っている言葉が外国の方には分かりづらく、それをやさしく言い換えることの難しさを実感しました。子どもの頃はやさしい日本語しか使っていなかったはずなのに、大人になるにつれて、人はなぜ難しい日本語しか話せなくなってしまうのでしょうか。○今まで「やさしい日本語」などは考えたことが無かつたので、目が開かれる思いがしました。新しい気づきが与えられたので参加して本当に良かったと思います。○日本語学校での受講進度による日本語理解の差がある由。そこを理解しておくといいのだろうと思った。

### 図 書 紹 介



新谷恭明著 学校文化史シリーズ第三弾

#### 『校則なんて大嫌い! (学校文化史のおきみやげ)』

発行: 公益社団法人福岡県人権研究所

##### < 内 容 >

I 学校が始まる II 女の生き方 III 戦争と教育  
IV 戦後の道徳教育 V 校則なんて大嫌い

価格 1,980円(税込)(本体1,800円+税) 会員2割引

ご注文は「福岡県人権研究所書籍販売」から検索

<https://books-f-jinken.raku-uru.jp/>

問合せ (公社)福岡県人権研究所

メール: info@f-jinken.com TEL092-645-0388/FAX645-0387

### < 投稿 > 『校則なんて大嫌い!～学校文化史のおきみやげ～』を読みました

学校現場で子ども達と関わつて、子ども達はこういう質問に対していると子どもの素朴だけど芯を押された問いに「なんて答えたたら良いだろう」とドギマギさせられることがある。

その典型的なものは「どうして勉強しないといけないの?」という

問い合わせだ。答えるのが難しい。だけ

文化についてはどうだろう。修学旅行や今よく話題に上がる校則、作者が特に造詣の深い部落問題、道徳教育など。

これらが学校に取り入れられるようになったのには理由がある。そして今の学校現場に残るものになるまでの変遷がある。しかし、それ

では、本書に書かれている学校

らについて「どうしてあるの？」と考えずに過ごしている自分に気づかされた。普段当たり前のように学校現場にあるけれど、「その当たり前って本当に必要なの？」そのまままで良いの？という問いかけをこの本を通して作者から受けたように感じた。

特に心に残ったのは、被差別部落の人々の暮らしの事である。本

書では、どのような差別の実態が  
あったのかが当時の一教師の記述が読みやすい口語訳で書かれ  
ているため、その時代のその場所  
にタイムスリップして覗き見した気  
持ちになり、部落差別についての  
当事者的心情や、当時の教育者  
の何とかしてあげたいという思い  
がとても伝わってきた。このような  
当時の人々の様子や思いを感じ

られたのが良かった。

私は今育児休業中であと少しで現場に復帰する。その直前にこの本に出会えて、学校現場から離れていた気持ちや頭を少し学校モードに切り替える事ができた。また現場に戻ってしばらくしたらこの本を読みたい。その時またどんな発見があるか楽しみだ。

(梶原 希美)

# 事務局日誌から

(2022年1月4日～2月28日)

1月

4 火 仕事はじめ

11 火 第32回事務局会、第2回部会長会

15 土 第6回部落史研究部会兼史・資料プロジェクト（古賀市）

16 日 第3回役員選考委員会

18 火 第33回事務局会、第128回松本・井元研究会

22 土 啓発部会（田川市）

25 火 第34回事務局会

29 日 第2回外国人部会 Zoom 開催（北九州市）

31 月 研究委託プロジェクト申請締切

2月

1 火 第35回事務局会

8 火 第36回事務局会

9 水 「2021年度啓発担当者のための人権講座」 URL等送付

15 火 「2021年度啓発担当者のための人権講座」会場開催（福岡市）  
オンライン配信

22 火 第37回事務局会

24 木 「2021年度啓発担当者のための人権講座」録画配信 URL送信）

28 月 プロジェクト報告書提出、  
「2021年度啓発担当者のための人権講座」録画配信～3月8日

※ 住民意識調査や実態調査等の受託事業に  
関する調整・事務、研究・研修や教育・啓発に  
関する相談業務、研修会の企画・運営、講師  
依頼への対応、補助金申請・報告や公益法人  
関係事務、関係機関・団体との連携・調整事  
務等については一部省略しています。(場所を  
示していないものは、  
研究所事務局で行って  
います。)

定期購読しませんか

## 月刊「部落解放」

人権問題・部落問題に取り組む  
ために役立つ雑誌です

3月申込から4月号

月刊 660 円 × 12 冊 = 7,920 円  
増刊 1,100 円 × 年 4 冊 = 4,400  
合計 12,320 円 / 年



< 会昌募集中 >

会员募集

A会員

## B会員(ブックレット会員)

公益社団法人福岡県人権研究所

[会員と会員特典]

A会員	年会費 6,000円
	機関誌「カラシオン」年4冊
B会員	年会費 3,000円
	ブルクレット「葉の花」共1冊(他、加入時1冊)
特待会員	年会費 1,000円(会員登録料) (年6回)
	・会員登録料と年会費を合算した割引料金
	・会員登録料の請求書は、会員登録料の割引額

＜問合せ＞公益社団法人福岡県人権研究所 TEL092-645-0388/FAX645-0387